学　　則

1　研修の目的　　介護を通じて高齢者の生活を支え、その質を向上させるため、理念・技能をそなえた人材を育成し、地域の福祉に貢献する。

2　研修の名称　　介護職員初任者研修

3　研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
白老郡白老町東町４丁目６番７号	通信形式（一部通学形式）	研修実施年度末	３か月	20 人	33，000 円	生活援助従事者研修を修了している者。

※(株)日本医療企画出版の「介護職員初任者研修課程テキスト【全 3 巻】」を各自ご用意ください。

4　受講手続

(1)募集期間　開講日の 2 か月前から募集し 20 日前に締め切る

(2)受講料納入方法　白老町社会福祉協議会事務所で申込時に一括して納入する。分割納入も可。但し分割納入を希望する場合は事前に分割納入申込書に必要事項を記載して申し込む。

(3)本人確認の方法　受講者は受講受付時に、下記の公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票　② 在留カード等 ③ 健康保険証
④ 運転免許証　⑤ パスポート　⑥ 年金手帳　⑦ 国家資格を有する者については免許証又は登録証

(4)受講料返還方法　受講前については、当会の都合により研修を中止した限り受講料を返還する。他は返還しない。

5　カリキュラム　研修時間数は、別紙１のとおりとし、別紙２に定める時間数を通信で行う。

6　主要テキスト　日本医療企画　介護職員初任者研修課程テキスト【全 3 巻】

7　修了認定

・通信課程の修了認定　事前配布する課題の正誤で評価する。
全問正解を合格基準とするため、不正解がある場合には正解するまで再提出を依頼する。

・通学課程の評定方法

(1)欠席の確認方法　ア、受講生は、講義開始時に講義出席簿に押印する。
イ、講師は、各教科の開始時に出欠確認を行う。
ウ、15 分以上の遅刻早退中座は欠席として取り扱う。

(2)成績の評定方法　筆記テスト、介護技術の習得度、受講態度、ノートの記載内容を評定する。

(3)修了の認定方法　成績の評定方法は A（80 点以上）、B(60 点から 79 点)、C（40 点から 59 点）及び D（40 点未満）の４段階とし、B 以上を合格点とする。
筆記テストにおいては追試を行う、追試は３回までとする。

(4)修了証明書　修了が認定された者には、修了証明書を交付する。
① 修了証明書等に紛失等があった場合には、修了者の申し出により再発行を行う。
② 再発行は書面による申請とし、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等、公的証明書により、研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存するものとする。

(5)　修了の報告　修了者は修了者名簿に記載し、白老町で指定された様式に基づき町長に報告する。

(6)個人情報保護　本会は、修了者名簿を永年保存し、記載した内容は本会の個人情報保護規定に基づき厳正に管理する。

8　補講の取扱い　止むを得ず欠席した教科については補講を行う。
① 講師による補講。補講に係る費用は 30 分当たり 2,000 円とし、受講生が受講料とは別に負担する、補講の上限は原則として 7 時間までとする。
② その他の教科については担当講師が必要事項を伝達することで足りることとする。

９　修業年限の延長　受講者が病気・事故または災害等、やむを得ない事情により所定の修了年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、6か月までの範囲内で延長することができる。
ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

１０　退学規定

（１）受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

（２）次に該当する者は、当会より退学を命ずることができる。

・性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
・研修の秩序を乱し、他の受講者の学習を著しく妨げる者。
・無断欠席、度重なる遅刻や早退、不適切な受講態度（飲食、私語、居眠り等）、授業妨害（講師に対する暴言等）、実技の怠慢（グループワークへの不参加）等がある者。
・期日までに受講料を納入しない者。
・所定の修了年限を超過した者。
・その他、当会が不適切と見なした者。

（３）前項の規定により受講を取り消されるに至った者は退学扱いとして書面によりその理由を示して通知する。なお、退学扱い前に履修した当該研修については、その全てを無効とする。
ただし、基礎講座のみ修了した者に関しては、基礎講座修了証明書を交付する。

１１　講師　　講師は別紙３の講師一覧に記載されたもののみが務めることとする。

１２　秘密の保持　受講者は本研修事業の実施において知りえた個人の秘密の保持について十分留意し、所定の誓約書に署名・押印し、当会へ提出することとする。

１３　非常災害時について

事業者は、天災その他やむを得ない事由により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。また研修を中止又は延期した場合、事業者は新たな日程を設定するなどの措置を講じることとする。